

11 自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 令和7年10月20日～令和7年10月21日
 (2) 測定地点 表1に示すように、市内8箇所で24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

表1に示すとおり、全ての地点で環境基準を満たしていました。

表1 道路交通騒音測定結果（点的評価）

（単位：デシベル）

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
一般国道4号	安積町南長久保二丁目12地先	第一種低層 住居専用地域	A	4	59 (70)	53 (65)
一般国道4号	安積町柴宮東2-1地先	第二種住居地域	B	4	68 (70)	65 (65)
主要地方道 郡山矢吹線	大槻町北寺28-8地先	近隣商業地域	C	2	64 (70)	56 (65)
一般県道 仁井田郡山線	安積町荒井萬海50-8地先	第一種低層 住居専用地域	A	2	63 (70)	55 (65)
市道 牛庭大槻線	大槻町室ノ木北10地先	第一種住居地域	B	4	62 (70)	56 (65)
市道 笹川多田野線	安積二丁目18地先	近隣商業地域	C	4	66 (70)	59 (65)
市道 大町大槻線	菜根三丁目39-25地先	第二種住居地域	B	4	69 (70)	61 (65)
市道 本町開成線	麓山一丁目8-4地先	近隣商業地域	C	4	66 (70)	57 (65)

- (注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。
 2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。
 3 括弧内の数字は環境基準の値です。